

この点字文は、神戸大学医学部附属病院医療情報部の研究班が、
総務省・戦略的情報通信研究開発推進制度（SCOPE）により研究開発している
自動点訳プログラム eBraille によるダイレクト点訳で作成しています。
このため、点字文は希に誤訳を含む可能性があります。各自の責任で利用ください。

東日本 大震災で 被災 された

皆さまへの お知らせ

医療 機関での 受診・ 窓口

負担に ついて

平成 23年 5月 16日 現在

1. 6月末までは 保険証が なくても、

病院などで 診て もらえます。

避難 する ときに

保険証（被保険者証）を なく して しまった

場合でも 病院で 診察や 治療が

受けられます。

・ 窓口で、 「名前」 「生年月日」

「住所」 「勤務先名」 「現在の

連絡先」などを お伝え いただければ

大丈夫です。

・ 地震の 後に 他の 市町村に 移った

方も、 同じように 受診 できます。

大切な お知らせ

・ 7月 1日からは 保険証が 必要に

なります。

・ 保険証をなくされた方は、保険証の

再交付を受けて下さい。

2. 被災された方は、診察代が

かかりません。

以下の方については、病院の

窓口でお伝えいただければ、

診療代（自己負担分）を支払う必要は

ありません。

(1) 災害救助法の適用

地域（東京都を除く）や被災者生活

再建支援法の適用地域の住民

（地震 発生後、 被災 地域から 他の

市町村へ 転出 された 方も 含む）で

あり、

（2） 以下の いずれかの 申し立てを 行った

方

・ 住宅が 全 半壊、 全

半焼 又は これに 準ずる被災を した 方

・ 主たる 生計 維持者が 死亡 したり、

重篤な 傷病を 負った 方

・ 主たる 生計 維持者が 行方 不明で

ある 方

・ 主たる 生計 維持者が 業務を

廃止・ 休止 した 方

・ 主たる 生計 維持者が 失職 し、

現在 収入が ない 方

・ 原発の 事故に 伴い、 政府の 避難

指示、 計画的 避難 区域 及び

緊急時 避難 準備 区域の 指示の

対象と なって いる 方

大切な お知らせ

・ 自己負担分の 免除 期間が

来年の 2月末までに 延長 されました。

(注) 入院時 食事 療養費、

入院時 生活 療養費 等の 免除

措置の 期間に ついては、 現在の ところ 平成

23年 8月 31日までが 予定 されて

います。

・7月 1日からは 自己負担分の

「免除 証明書」が 必要に なります。

(注) 「女川町」 及び 「南

三陸町」の 国保 又は 後期 高齢者

医療 制度に ご加入の 方々は、

当分の 間、 『免除 証明書』は

必要 ありません。

★ 制度の 詳しい 説明は お聽ね

下さい。

「お問合せ先」

□宮城県 保健 福祉部 国保

医療課／電話： 022-211-2565

(注) 国民 健康 保険・ 後期

高齢者 医療 制度に 限る。

□東北厚生局 (指導 監査課)

／電話： 022-206-5217

■東日本 大震災に 関する 厚生

労働省からの お知らせ

<http://www.mhlw.go.jp/>

• [stf/houdou/2r98520000014](http://stf.houdou/2r98520000014)

• [ih5.html](#)